

日時：平成 24 年 2 月 28 日(火) 18:00~20:00

場所：建築士会 会議室

出席者：(委員長)金子 修司

(委員)芝 京子、二宮 智美、山成 芳直、長谷川 征彦、高橋 聰、毛塚 尚男

(事務局)佐川事務局長 田中職員

(オブザーバー) 花方 威之(会長)

欠席者：(副委員長)長田 喜樹

(委員)石井 明、山根 三郎、菊嶋 秀生、福井 通、加藤 清、永井 香織

村島 正章(担当常任理事)

<確認事項>

1 前回(1/19)議事録の確認【資料 1】

○前回議事録案が異議なく承認されました(前回同様、メールリストで事前送付済み)。

<協議事項>

1 平成 24 年度委員会事業計画及び予算について【資料 2】

≪担当職員より説明≫

・60 周年記念事業の記念誌刊行については、情報広報委員会と本委員会とで数名ずつ委員を出し合って、特別委員会を設けることも考え、事業計画に追加いたしました。

≪会長より補足≫

・60 周年記念事業については、図説の刊行と併せて実施したらどうかと考えております。具体的には、全会員に配布することは不可能ですので、参加費をいただく記念式典に出席された方に記念品としてお渡ししていたらどうかと考えております。

・60 周年記念事業の実施については、総務企画委員会で決めていただくものです。図説の刊行は、建築士図説編纂特別委員会で、記念誌発行は、情報公委員会となりますので、両委員会とともに(スケジュール調整等)検討していただきたいと思います。

≪事務局長より補足≫

・60 周年記念事業の予算を総務企画委員会につけてしまうと、委員会予算が膨れ上がってしまうので、事務局予算として計上します。

[質疑応答]

○予算

・予算が赤字となってしまうのですが、編成にあたっては収支均衡にすべきだと思います。
→収支として記載すると、賛助会小委員会による講演会以外は収入がないため赤字となってしまいます。赤字となっている部分を本会に請求します。

・これでは賛助会小委員会の講演会についての予算となってしまうので、改めてください。

☆本部からの交付金収入を入れて収支均衡に修正し、次回再度お諮りすることとなりました。

○事業計画

- ・情報広報委員会との特別委員会についてはまだ未検討ということでよろしいですか。
- その通りです。

2 定款及び定款細則変更に関する意見募集について(中間報告)【資料 3】

《事務局長より説明》

- ・本件については、先週までにいただいた意見に対する考え方をまとめたものです。これ以降も何件かご意見をいただいています。
- ・第 15 条(決議)について、某士会の変更案では 10 分の 1 としています。
- ・第 18 条(役員)第 2 項について、某県士会では、総会員数の割には理事の割合が多くなっています。直接お話を伺ってみたところ、半分程に減らしたいというのが正直なところでした。

《会長より補足》

- ・第 15 条(決議)について、定款に定めがある場合を除きとされていますが、除名及び定款改正等については法律により 2 分の 1 の出席が必要です。3 分の 1 としたのは、決算の承認等を対象としたものです。

[質疑応答]

- ・先週までに何件の意見があったのですか。
- 3 名の方より意見をいただきました。
- ・寄せられた意見への対応として、形式はこのとおりと考えてよいのですか。
- このままでも構わないと思いますが、Q&A 形式でもよいと考えています。まずは本委員会で整理することになります。

《会長より補足》

- ・認可庁である神奈川県の見解もありますので、全てを反映する必要はないと思われます。最終的には総会にお諮りする事項です。流れとしては、総務企画委員会→正副会長・常任理事会→役員会→総会です。この間に逐次神奈川県へ相談に行きます。

《局長より補足》

- ・P12～23 までは、担当課である建築安全課及び文書課に見ていただいたものの結果です。参考までに資料に付けさせていただきました。建築安全課と文書課それぞれの主張が混ざっていますので、その点をご留意ください。なお、これに関しては建築安全課及び文書課より説明を受けておりません。
- ・重要なところは二つです。一つは、第 15 条(決議)について、3 分の 1 として提出したにもかかわらず特にその点は触れられていません。もう一つは、第 3 条(目的)と第 4 条(事業)をどの程度整合させるかです。

[質疑応答]

- ・第 25 条(役員)の責任の免除又は限定)について、モデル定款には存在しないということですが…
- 本来はこのことを総会で決めないと無限責任となってしまいます。有限責任とする場合は定款に盛り込むひつようがあるため、追加いたしました。モデル定款に存在しないのは、団体によって性格が異なるためです。なお、制限しても法律上の縛りがあります。会長の場合ですと報酬の 5 倍となっています。
- ・事務所協会にもこのような規定はありますか。
- あります。
- ・具体的に事業を行わなければ賠償責任が問われることはないと思われます。
- 理事は現状無報酬ですので、実質賠償責任はありませんが、規定しないと理事のなり手がなくなります。

《会長より補足》

・総会で決議しても、その後の神奈川県との調整で微調整が必要なることも考えられます。そういったことに備えるため、軽微な修正は会長一任の決議も必要であると考えます。

☆追加で寄せられた意見も含め、総務企画委員会で調整することとなりました。なお、神奈川県への相談は事務局で行います。

3 支部事業協力費規程(案)について【資料 4】

《事務局長より説明》

・現状は(案)のまま動いています。また、全員に知らされているものではなく、一部の方しか知らないようです。経緯としては、以前は支部事業について、他支部から参加する方は参加費が異なっており、その部分をなくす必要があり、差額を事務局が助成していたものです。現在は、会費を同じにしたかわりに他支部からの参加者 1 名につき 1,000 円を事務局からお支払いしています。

・改正案の下線箇所は、現状に合わせて文言も整理したものです。

《会長より補足》

・財政が逼迫しておりますので、支部交付金以外に支給することについて再検討する必要があると考えています。そこを議論するためにも一度成案とする必要があります。

・シーリングの必要はないと以前申し上げましたが、執行状況を見ると厳しく、事業ベースだと赤字です。本件については、真っ先にシーリングの対象となり得るものです。参加者に応じて支給するのではなく、会費をしっかりとることを考えていただきたいと思います。

・改正案では一事業あたりの上限を定めていますが、一支部あたりの上限を定めた方がよいと考えます。単なる厚生活動にあたるものもあり、目的がバラバラであるためその点も課題です。

[質疑応答]

・本規程について、支部には知らされていなかったか。

→知らされています。

・本年度はどの程度申請があがっていますか。また、金額はどれぐらいですか。

→3 支部からあがってきています。3~4万円程であったと思います。

《委員より補足》

・全事業についてあがってきているものではありません。支部会計の都合上、年度末にまとめて入ってきてても対応に困ることもあります。

[質疑応答]

・P24「1 制定の主旨」のAについて、「会員に対してオープン化する」では疑いを招くので、「整備する」が良いと思われます。

→その様にいたします。

・施行予定年月日について、遡りということですが、次回の役員会前でもよいのですか。

→本日の改正案を総務企画委員会として認めていただけるのであれば、3月27日に開催される正副会長・常任理事会にお諮りし制定します。役員会には報告いたします。

<報告事項>

1 建築会議(H24.2.21)の開催結果について【資料 5】

《事務局長より報告》

・建築会議とCPD協議会で、構成メンバーがダブっていたとの意見がありました。そこで、これまでのメンバーを役員としました。理事9名は企画委員会、幹事9名はCPD委員会のメンバーとなりました。

・既存建物耐震委員会の設置について、土会の設置規程はありましたが、建築会議での設置規程

がありませんでしたので、整備いたしました。内容は建築会議で承認をいただいております。

・4月1日施行予定です。4月役員会→7月総会→発足の予定です。

[質疑応答]

・案はとれているということですか。

→その通りです。内部決裁がとれておりません。

2 第55回建築士会全国大会(茨城大会)における各表彰候補者の推薦について【資料6】

《事務局長より報告》

・既に推薦方法のルールができています。

・期限が6月までですので、該当支部には推薦をお願いします。

《会長より補足》

・公平性がメリットですが、支部の推薦が必要では、本部の活動で活躍されていても支部活動に参加されていないのでは選ばれないというのはデメリットです。

[質疑応答]

・該当支部へは依頼したのですか。

→まだしていません。

《事務局長より補足》

・次年度の全国大会は平成24年10月19日に水戸市内で開催されます。関プロ内での開催ですので、可能な限り参加してください。

[質疑応答]

・何名程参加する予定なのですか。

→3500名程です。

3 国交省「地域型住宅ブランド化事業」の活用について【資料7】

《事務局長より報告》

・国交省の平成24年度からの重点事業の一つです。従来の長期優良住宅に係る助成は、住宅メーカーが有利でしたが、今回の制度により地場産業育成に重点が置かれることになります。助成金額は、1件につき100万円で、地産木材を使用した場合は、更に20万円追加されます。

《会長より補足》

・都市部は母体がなく厳しいと思われます。

[質疑応答]

・ツーバイフォー工法でもよいのですか。

→そのようです。

・在来工法を守ることが重要であると思われるのですが…

→先程も申し上げたとおり、都市部での普及は難しいと思われます。地方向けであれば在来工法でやるところも多いのではないのでしょうか。

4 クリーニング工場に係る実態調査について【資料なし】

《事務局長より報告》

・現在13市町村より相当数の申し込みがあり、年収2,000万円以上の事業収入がある事業者も数件含まれています。なお、調査員は6支部より51名あがってきています。

《委員より補足》

・次年度も確実に同制度があるという情報がありません。件数が多く期日に間に合わないことから、

優先順位をつけて対応しています。連合会等で次年度について動きはありませんか。

→国の予算が決まってからでないと動きのとりようがないのではないかと考えます。ただし、新・建築士制度普及協会は、本来今年の3月でなくなるはずだったのですが、存続するということですので、次年度も同様の活動があるものと考えられます。なお、本件について予算要望はしているとのことです。

[質疑応答]

・実際にはどのぐらいの業務量があるのですか。

→一番大変なのは日程調整だということを聞いております。調査と(CADを使用した)図面作成で3日程かかるということです。

5 既築戸建住宅太陽光発電設備設置診断及び施工指針検討作成委託業務について【資料なし】 《事務局より報告》

・本日第4回検討委員会を開催いたしました。その結果、3月9日に起草小委員会として委員長、各委員の間で基本的なつめを行い、その情報をフィードバックした上で3月15日の検討会にお諮りし、期日までに報告いたします。

6 その他

○賛助会小委員会の開催結果について

《委員より報告》

・本日の委員会開催前に賛助会小委員会を開催しました。今回の企画は、以前にも講習会を開催したことのある、ニチハ(株)様からのものです。企画内容は特に問題がありませんので、実施することで調整いたします。

・テーマである耐震面材について、認定研修を受講しないと取扱いができないということですので、本講習会がそれを兼ねることができないか、確認をいただいております。

・次年度は、4月から3ヶ月連続でKTB協会様による講習会が開催されます。本件については、下期(10月以降)の開催を予定しており、ニチハ(株)様にもご了解をいただきました。

《委員より補足》

・耐震診断士の判断が必要になるということですので、士会会員の中にも該当者が沢山おり、そこにPRする必要があります。

・ニチハ(株)様は士会の賛助会員のみで、事務所協会には入っていません。事務所協会は、耐震業務を行っているため、配慮が必要であると考えます。

[質疑応答]

・耐震診断士の派遣には上限があるのですか

→ありますが、予算を越えてしまった場合は他から補填します。

○平成23年度 収入・支出予算及び執行額(平成23年12月31日現在)について

《会長より報告》

・平成23年12月末現在では、770万円余の黒字となっていますが、今月末では40万円余の黒字にまで落ち込んでいます。支部交付金の残額の支払い等があったためだと思われます。今年度は400万円の臨時収入がありましたが、通常事業ベースでは赤字です。

・毎年黒字となっていました、会費の未収分が含まれています。

・次年度収支差額は、1月17日に開催された役員会で修正いたしましたとおり、記載の額から大幅に減ります。

次回は平成 24 年 3 月 13 日（火）午後 6 時からの開催です。